

第 6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図るとともに、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領

ウ 対象

予防接種の種類		対象年齢
ヒブ（Hib）		生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
小児用肺炎球菌		生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
4種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）		【1期】 生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
三種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風）		【1期】 生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
ポリオ		生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
二種混合 （ジフテリア・破傷風）		【2期】 11歳～13歳未満
BCG		生後1歳に至るまでの間
水痘		生後12か月～生後36か月（3歳）に至るまでの間
麻しん風しん混合		【1期】 生後12か月～生後24か月に至るまでの間 【2期】 5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間
日本脳炎		【1期】 生後6か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
		【2期】 9歳～13歳未満
		【特例対象者】 平成7年4月2日生～19年4月1日生の者は20歳未満
		【準特例対象者】 平成19年4月2日生～21年10月1日生の者は1期末接種分について9歳～13歳未満の間
HPV（子宮頸がん予防）		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
B型肝炎		生後0か月～1歳に至るまでの間
ロタウイルス	ロタリックス （1価）	生後6週0日～24週0日までの間
	ロタテック （5価）	生後6週0日～32週0日までの間

エ 対応者

指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

オ 内容

健康福祉センターで行う集団予防接種、市内指定医療機関で行う個別予防接種のほか、埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く。）相互乗り入れ制度に基づく県内接種協力医等により予防接種を実施している。

カ 実績

接種状況（延べ接種者数）

単位：人

年度 予防接種の種類	R 2	R 1	対 比
ヒブ（H i b）	3, 3 6 7	3, 4 2 1	－ 5 4
小児用肺炎球菌	3, 3 0 8	3, 5 0 4	－ 1 9 6
4 種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	3, 3 4 1	3, 5 6 3	－ 2 2 2
ポリオ	0	2	－ 2
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	1, 0 9 1	9 5 3	1 3 8
B C G	8 9 0	7 6 2	1 2 8
水痘	1, 7 8 5	1, 7 6 3	2 2
麻しん風しん混合	1, 9 5 6	1, 9 3 4	2 2
日本脳炎	5, 1 2 2	4, 7 4 4	3 7 8
H P V（子宮頸がん予防）	1 6 1	1 0	1 5 1
B型肝炎	2, 3 3 6	2, 5 2 4	－ 1 8 8
ロタウイルス	6 7 9		

キ 事業の経過

昭和 2 3 年 7 月 予防接種法が施行
 昭和 2 6 年 結核予防法が制定
 昭和 3 3 年 4 月 予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱が削除、二種混合（D T）ワクチン（ジフテリア・百日せき）が追加
 昭和 3 9 年 ポリオ生ワクチンが定期接種化
 昭和 4 3 年 三種混合（D P T）ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風）が定期接種化
 昭和 5 1 年 6 月 予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について法的救済制度が創設
 昭和 5 2 年 8 月 中学生女子に対する風しんワクチンが定期接種化
 昭和 5 3 年 1 0 月 麻しんが定期接種化
 平成元年 4 月 MMR ワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種開始

平成5年4月	MMRワクチン接種が実施見合わせ
平成13年11月	予防接種法が改正され、一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化
平成16年	結核予防法が改正され、ツベルクリン反応検査が廃止になり、BCG直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる
平成17年5月	日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告
平成17年7月	日本脳炎Ⅲ期接種が廃止
平成18年4月	麻しん風しん混合（MR）ワクチンの2回接種（第1期、第2期）が導入
平成18年6月	麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる。平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる
平成20年4月	麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入。これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正
平成21年6月	日本脳炎定期予防接種第1期において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる
平成22年3月	日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される
平成22年4月	標準的な年齢（3歳・4歳児）に対する日本脳炎の接種勧奨が再開
平成23年5月	政令・省令改正により日本脳炎の対象者（平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれ）が、特例として追加
平成24年7月	政令改正により、同年9月1日からのポリオの予防接種において、生ワクチンの使用を止め、不活化ワクチンを使用し、接種回数も2回から4回へ変更。ただし、この改正による定期予防接種の対象は、3回目までに限定
平成24年9月	政令改正により、同年11月1日から4種混合（DPT-I PV）ワクチンが導入
平成24年10月	実施要領改正により、同年11月1日からポリオの4回目の接種が定期化
平成25年1月	政令・省令改正により、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会が確保することとなる
平成25年2月	政令改正により、同年4月1日から日本脳炎の対象者（平成7年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれ）が、特例と

して追加。また、結核の予防接種の対象年齢が生後1歳に至るまでの間となる

平成25年3月 予防接種法が改正され、同年4月1日からHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症がA類疾病に追加され、定期接種化。これにより、平成23年度から実施していた「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」に基づく予防接種費用の助成が終了。麻しん及び風しん予防接種の第3期、第4期が終了。

平成25年6月 厚生労働省からHPV（子宮頸がん予防）ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えが勧告。（まれに重篤な副反応としてけいれんや歩行障害、四肢に力が入らなくなるギラン・バレー症候群等が報告されていることを受け、その発生頻度や病態等が明らかにされるまでは積極的に勧奨すべきではないとされたため。）

平成25年11月 省令改正により、小児用肺炎球菌感染症の予防接種に使用するワクチンが沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンに変更。

平成26年7月 政令・省令改正により、同年10月1日から水痘がA類疾病に追加され、定期接種化。

平成28年10月 予防接種施行令が改正され、B型肝炎予防接種がA類疾病に追加され、定期接種化

令和2年10月 予防接種施行令が改正され、ロタウイルス予防接種がA類疾病に追加され、定期接種化

ク まとめ

出生数の減少により乳児期に接種する予防接種の接種者数は、減少傾向にある。HPV（子宮頸がん）予防接種は、国からの通知に伴い、対象者に情報提供をしたことにより、例年より接種者が増加した。

令和2年10月1日より、ロタウイルス予防接種が新たに定期接種となった。今後も、新型コロナによる影響を考えつつ、予防接種の周知をしていく。

（2）高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア 目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止を図り、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

定期接種実施要領

入間市高齢者のインフルエンザ予防接種事業実施要綱

ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に65歳以上の者及び接種日に60歳以上65歳未満のもので、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のあるもの又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のあるもの（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

令和2年度は、新型コロナの流行下でのインフルエンザ流行期への体制整備のため、実施期間を10月1日から翌年1月31日までとし、指定医療機関等で行う個別予防接種のほか、埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施した。自己負担額は、令和2年10月1日～12月31日までは0円、令和3年1月1日～1月31日までは自己負担額1,500円とした。

カ 実績

接種状況

単位：人

年度 \ 区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
				指定 医療機関等	相互 乗り入れ	その他
R2	43,236	26,926	62.28	23,092	3,814	20
R1	42,048	18,054	42.94	15,067	2,977	10
対比	1,188	8,872	19.34	8,025	837	10

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度 事業開始

平成16年度 埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度を開始

ク まとめ

令和2年度は、新型コロナ流行下であること及び令和2年10月1日から12月31日まで自己負担を無くしたことにより、令和元年度より接種者・接種率が大幅に増加した。例年まん延する感染症であるため、今後も周知の徹底を図っていく。

(3) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎球菌感染症を予防、かつ、高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

定期接種実施要領

入間市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、年度内に６５、７０、７５、８０、８５、９０、９５、１００歳になる者及び、接種日に６０歳以上６５歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者１級程度の障害）。ただし、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外。

※令和元年度については、１００歳以上の者も対象とした。

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関で行う個別予防接種を実施している。令和２年度の自己負担は、原則５，０００円。

※平成２６年１０月１日からは、埼玉県住所外定期予防接種（インフルエンザを除く。）相互乗り入れ制度に基づく県内接種協力医、契約医療機関等でも実施

カ 実績

接種状況

単位：人

区分 年度	対象者	接種者	接種率（％）
R 2	5, 8 1 7	1, 7 9 8	3 0 . 9 1
R 1	6, 2 7 4	1, 8 2 1	2 9 . 0 2
対比	－ 4 5 7	－ 2 3	1 . 8 9

キ 事業の経過

平成２１年度 事業開始。接種期間は１１月１日から翌年１月３１日までとした

平成２２年度 過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者も対象とした

平成２３年度 ワクチン不足により接種期間を３月末まで延長

平成２４年度 接種者数の拡大をはかるため、接種期間を３月末までとした

平成２５年度 接種期間を通年とした

平成２６年度 １０月１日以後、定期接種として実施。平成３０年度までの対

象者は、年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる者とした

平成 27 年 3 月 入間市の独自補助は終了

令和元年度 令和 5 年度までの 5 年間、定期接種の対象を年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる者とした

ク まとめ

令和 2 年度は令和元年度に比べ、接種者数は少ないものの、対象者も少ないため、接種率は増加した。今後も制度の周知を徹底し、事業を行っていく。

(4) 風しん予防接種費用助成事業

ア 目的

風しんの感染を予防するための予防接種を受ける者に対し、当該予防接種費用を助成することにより、その接種率を高め、もって先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん予防接種費用助成金交付要綱

ウ 対象

風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者で、妊娠を予定し、又は希望している女性で 19 歳以上 49 歳以下のもの、及び風しんの抗体価が低いとされた妊娠している女性の夫、胎児の父又は同居者で 19 歳以上のもの

エ 対応者

保健師、事務職員

オ 内容

風しんの予防接種を受けた助成の対象者から、書面により助成金の交付申請を受け付け、審査の結果、交付が決定すると、申請者に対し助成金（上限 3,000 円）を交付する。

カ 実績

交付状況

単位：人

区分 年度	交付者	再掲	
		女性	男性
R 2	43	38	5
R 1	35	30	5
対比	8	8	0

キ 事業の経過

平成 25 年度 事業開始

平成 26 年度 対象の条件に「風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者」を加えて、通年で実施

ク まとめ

妊婦が風しんウイルスに感染すると胎児にも感染し、先天性風しん症候群を発症する可能性があるため、平成25年度より事業を開始した。令和2年度は、風しんは流行していないが、申請者数が増加した。

(5) 風しん追加対策事業

ア 目的

平成30年7月以降風しんの患者数が増加しており、特に30代から50代の男性の患者が増加している。このうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、公的な予防接種の機会がなく、風しん抗体保有率が他の世代と比べて低い状況である。

このため、平成31年4月から令和4年3月31日までの3年間、風しんの抗体検査及び予防接種を実施し、当該世代の男性の抗体保有率を上昇させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん追加対策事業実施要綱

ウ 対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

エ 対応者

指定医療機関等及び全国実施協力医（集合契約）、保健師、事務職員

オ 内容

対象者には、市から風しん抗体検査及び予防接種に係るクーポン券が送付され、当該クーポン券を指定医療機関へ持参し、抗体検査を受ける。抗体検査の結果、風しん抗体価の基準値を下回った者が予防接種の対象となり、クーポン券を使って予防接種を実施する。

※令和2年度は、令和元年度にクーポン券を発行していない方（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性）にクーポン券を発行した。

カ 実績

実施状況

区分 年度	対象者	抗体検査	予防接種	受検（接種率）	
				抗体検査	予防接種
R2	11,246	2,855	457	25.39	4.06
R1	8,234	1,809	312	21.97	3.79
対比	3,012	1,046	145	3.42	0.27
合計（全体）	19,480	4,664	769	23.94	3.95

※この実績の対象者は、当該年度中にクーポン券を発行した人数。

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始

ク まとめ

この事業の国の目標値は、抗体検査は約 57%、予防接種は約 13%（全対象者実施率）である。受診率向上ため、引き続き勧奨通知等を行っていく。